



## 社会と向き合う姿勢

所長 赤尾 芳伸

平成28年10月発行の「教育だより」第57号において、大館前所長は、「教員の資質能力の向上」について、中教審の答申等に触れた上で、向上心をもつことや、個々の力を組織に活かすことなどを、教員の皆さんにお願いしておりました。

私も同感です。ただ、皆さんの中には「今でも精一杯仕事しているのに、次々に新しい取組を要求され、他方で、多忙化解消とかコンプライアンス向上とも言われる。一体、どう受け止めればいいのか?」と感じている方もいることでしょう。

そこで、「社会の変化」を軸に、私なりの認識、考えを補足します。

「少子高齢化、国際化、情報化が進む社会の中で・・・」

これは、様々な行事や会議のあいさつで用いられる常套句です。確かに、テーマによって、関係が直接的なものがあります。例えば、スマートフォンの普及と生活指導との関係などは、その例でしょう。テーマ毎に、重要な課題として取り組まなければなりません。

私も、様々な機会にあいさつする際、第一義的に、その辺りの文脈に留意します。

ただ同時に、公務員として「社会と向き合う姿勢」について意識しています。

行政制度においては、組織的、計画的に、取組が遂行されることが求められます。学校教育制度もそうです。学習指導要領は、教育内容面におけるその典型例です。

ところで、ある制度や取組を始めるときには、特定の社会的実態や考え方が前提になっています。社会の状態、価値観が安定している間は、その制度の適用力、正当性は保たれています。しかし、社会が複雑多様になり、その変化が大きくなるに連れて、その前提が揺らいでくるのです。

これが、ここ数十年（特に最近）、私たちが向き合っている多くの課題の背景です。

それでは、このような課題にどう対処するか。例えば、問題の枠組みや論点などを整理し、対応策を検討します。

- ① 既存の制度、取組は、どの範囲まで通用することとすれば、具体的に妥当な結果が得られるのか。（原則と例外の取扱いなど）
- ② その制度等のもとで、どのような方法を用いれば、効果的な結果が得られるのか。
- ③ 既存の制度等に限界がある場合、どうするか。（しくみの修正か新設か、その内容をどうするかなど）
- ④ 取組等を文章化したり、説明したりするとき、「正確さ」と「分かり易さ」をどのように追求するか。

これには、まさしく「思考力、判断力、表現力」などが必要です。私の場合、経験上、思考には「具体化」「体系化」「映像化」「時間と空間」など、資料作成には「部品の品質確保（説明文の出自・正確さ等）と加工技術（編集力）」などの手法（考え方）を意識しています。

対応の決定は、社会的使命（目的）、採り得る手段、その効果・影響、費やす労力・資源等を慎重に吟味し、歩み出す場合は「マネジメント」（健康管理を含めて）が必要です。

# 新学習指導要領に沿った教育課程編成に向けて

教育課長 葛野 一彦

今年度、幼稚園並びに小・中学校の教育課程説明会が行われました。小・中学校では、各校3分の1の教員を対象に開催いたしました。説明者・運営者を含む小学校123名、中学校124名が初年度の参加者でした。会場を提供いただきました東通小学校・東通中学校には改めて感謝申し上げます。小・中学校は、あと2カ年に渡って行われます。

さて、周知のことではありますが、小（中）学習指導要領の前文と、総則に新設された項目等について確認したいと思います。

## 新学習指導要領

前文 社会に開かれた教育課程 【新設】

第1章 総則

第1 小（中）学校教育の基本と教育課程の役割

1 適切な教育課程の編成、目標の達成

2 「主体的・対話的で深い学び」の実現

3 資質・能力の明確化 【新設】

4 カリキュラム・マネジメントに努める 【新設】

第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成 【新設】

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成 【新設】

3 教育課程編成における共通的事項

4 学校段階等間の接続 【新設】

第3 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 【新設】

2 学習評価の充実

第4 児童（生徒）の発達の支援

1 児童（生徒）の発達を支える指導の充実 【新設】

2 特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導

第5 学校運営上の留意事項 【新設】

1 教育課程の改善と学校評価等

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

第6 道徳教育に関する配慮事項

1 道徳教育の全体計画の作成

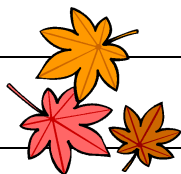
2 指導内容の重点化

3 人間関係・環境の整備、豊かな体験の充実、いじめの防止・安全確保

4 家庭・地域との共通理解、相互の連携

総則を網羅的に理解するのはもちろん、新設された内容等を理解することは大事だと思います。そのために、今一度、『学習指導要領改訂の基本的な考え方』『「主体的・対話的で深い学び」の実現』『カリキュラム・マネジメントの確立』について、その考え方を確認ください。（文部科学省 幼教育要領・小中学習指導要領等の改訂のポイント）

また、これらのことを実現し、『社会に開かれた教育課程』の理念に沿い、求められる教科横断的な教育課程を編成するためには、第1章総則の第2『教育課程の編成』（幼稚園は第1章総則の第3 教育課程の役割と編成等）の内容が大事であることを確認したいと思います。



## いじめの防止等に向けて

指導主事 岸 健一郎

昨今、少子高齢化、情報化等が急速に進み、子供たちを取り巻く社会環境や生活様式は大きく変化しています。特にインターネットを通じたコミュニケーションが子供たちに普及している中で、コミュニケーションの能力や感性の低下が指摘されたり、SNSを介したトラブルが生じたりと、生徒指導上の課題は、ますます複雑化し、その解決には困難を極めることも少なくありません。特に、いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つとなっています。このような現状に鑑み、国や県としても様々な取組の強化を図っております。その中から、以下について、今一度確認していただきたいと思えます。

### ハートフルリーダーについて

青森県教育委員会では、いじめの防止等の充実に向け、県内の全ての公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、以下の役割を担う「ハートフルリーダー」の指名をお願いしています。

#### 【ハートフルリーダーの役割】

いじめ問題に係る児童生徒についての情報を集約し、教職員間の迅速な情報共有を推進するとともに児童生徒の心に寄り添う等、いじめ防止推進の中心となり、「学校におけるいじめの防止の対策のための組織」の活性化を図る。

更に具体的に、

#### 【ハートフルリーダーに望むこと】

- (1) 「いじめ」に関する校内研修の実施
  - ・いじめの定義及び認知
  - ・いじめに関する情報共有と組織的対応の必要性
- (2) 学校いじめ防止基本方針の周知及びPDCAサイクルによる必要な見直し
- (3) 児童生徒の情報を集約・伝達・記録したり、あるいは活用したりするための具体的な仕組みづくり
- (4) 児童生徒を参画させるいじめ防止対策・活動・取組（考える、話し合う、行動する）

としています。これらのハートフルリーダーの働きかけで児童生徒が安心して学べる環境づくりの推進が期待されていますし、既に各学校において生徒指導主任（主事）、ハートフルリーダーを中心に学校全体で組織的に実践されていると思えます。

### いじめが起きにくいクラスや体制について

文部科学省の資料に次のような内容がありました。あくまでも例ですが、いじめの防止に向けての取組等で活用していただければと思います。

#### 【いじめが起きにくいクラスや体制】

- 全教職員がいじめ防止対策推進法を読んでいる。
- いじめ情報がすぐに対策組織に報告されている。
- いじめアンケートは回収してすぐ目を通している。
- 善悪の基準がクラス内等にしっかりと示されている。
- 担任がクラスの人間関係を把握している。
- 学級満足度調査（Q-Uなど）を行い、活用している。
- 定期的・日常的に個人面談を実施している。
- スクールカウンセラーと協働できている。
- 担任が保護者の信頼を得られている。 等

一方で、以下のような認識には、注意が必要である。

「いじめは被害者も問題」、「誰か気付くはずだ」

「人間関係のトラブルは成長に必要」、「うちの学校（クラス）にいじめはない」

「本人が『大丈夫』と言っている」

# 総合的な学習の時間を教育課程の中核に

指導主事 伊藤 慎

今年3月に新学習指導要領が告示されました。小学校は平成32年度から、中学校は平成33年度から全面実施となりますが、総則、総合的な学習の時間、特別活動は教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領によることとなります。そのため、各校においては、全体計画等の見直しが必要となります。

総合的な学習の時間の全体計画に示す必須の要件は次のとおりです。

## ① 各学校において定める目標

国で示した第1の目標と各学校の教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間でどのような児童・生徒を育てたいのか、どのような資質・能力を育てようとするのかを明確にします。

## ② 各学校において定める内容

### 《目標を実現するにふさわしい探究課題》

これまで「学習対象」と説明してきたものに相当します。探究する過程そのものを学ぶことも重要であることから、「探究課題」と示されました。探究課題の要件は次のとおりです。

- ◇探究的な見方・考え方を働かせて学習することがふさわしいこと。
- ◇その課題をめぐって展開される学習が、横断的・総合的な学習の性格をもつこと。
- ◇その課題を学ぶことにより、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくことに結び付いていくような資質・能力の育成が見込まれること。

参考までに、今年度管内小・中学校で行われている学習を新学習指導要領解説に示された探究課題の例にあてはめたものが右表です。

小学校では「地域や学校の特色に応じた課題」が多く、様々な課題を取り上げています。中学校では「職業や自己の将来に関する課題」を全中学校で取り上げています。なお、新学習指導要領解説で示された探究課題の例は、互いにつながり合い、関わり合っている課題ですので、それぞれの学習活動の広がりや深まりによって、関連することがあることを付け加えておきます。

前述の探究課題の要件を確認しながら、探究的な学習の過程を更に充実させることが大切となります。

### 《探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力》

「各学校において定める目標」に記された資質・能力を各探究課題に即して具体化します。今回の改訂により、資質・能力の三つの柱「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」に沿って示します。

### 総合的な学習の時間を教育課程の中核に

総合的な学習の時間の目標は、各学校の教育目標と直接つながることになります。学校の教育目標を教育課程に反映し、具現化していくためには、総合的な学習の時間を教育課程の中核に位置付け、これまで以上に各教科等との関わりを意識しながら児童生徒の資質・能力を育成することが求められます。各学校におかれましては、これまでの実践を生かしながら、総合的な学習の時間の目標や内容を改善、ブラッシュアップしていただければと思います。

[参考]

### 探究課題の例と管内小・中学校の状況

平成29年度教育課程の届出書から

新学習指導要領解説に示されている探究課題の例	学校数		
	小学校	中学校	
横断的・総合的な課題（現代的な諸課題）	国際理解	6	
	情報	12	
	環境	8	2
	福祉	11	1
	健康	2	
	その他	3	
	小学校（ボランティア・エネルギー等）		
地域や学校の特色に応じた課題	町づくり	1	1
	伝統文化	5	2
	地域経済	2	
	防災		
	その他	18	8
	小学校（地域・郷土・自然・歴史・ジオパーク・地域の食・地域の先人・観光・斗南藩と会津藩・生産活動・イルカ・アピオス等）		
	中学校（郷土・地域・ジオパーク等）		
児童の興味・関心に基づく課題	ものづくり		
	生命		
	その他	11	5
小学校（キャリア・テーマ学習・二分の成人式等）			
中学校（テーマ学習）			
職業や自己の将来に関する課題（中学校のみ）	職業		16
	勤労		16
	その他		
中学校（交流学習・大学見学・自立等）			

# 特別支援教育及び英語教育に係る重点事業について

指導主事 長内 人志

今年度、私が担当させていただいている青森県教育委員会の2つの重点事業について説明いたします。

## 1 「発達障害等のある児童生徒の支援体制強化事業」（2年目）について

**【目的】** 発達障害など、特別な教育的ニーズのある児童生徒の学びを支援するため、地域にある特別支援教育のノウハウを集約・共有する仕組みを構築し、県内6地区及び県全域における特別支援教育の充実・強化を図る。

**【事業内容】**

- (1) 支援のための仕組みづくり
  - ・青森県教育支援ファイルの普及
  - ・教育資源に係る専門性データベースの試行
- (2) 支援のための体制整備
  - ・教育支援アドバイザーの配置
  - ・教育支援ネットワーク委員会の設置
  - ・教育支援に係る教職員対象の研修会の開催
  - ・保護者や児童生徒に向けた理解啓発講演会の開催

事業内容（2）について説明いたします。

昨年度から教育支援アドバイザーとして、田村秀治先生が管内小・中学校の校内支援体制の整備のため、年1回各学校を訪問し、特別な教育的ニーズのある児童生徒の支援の状況や校内支援体制の状況等について情報交換をさせていただいております。田村アドバイザーによりますと、管内全ての小・中学校で、特別支援教育コーディネーターの分掌への位置付けや校内委員会の年間計画の作成がなされており、支援組織の整備が充実しているとのことでした。

また、教育支援に係る教職員対象の研修会として、平成29年6月26日（月）に、植草学園短期大学の佐藤慎二教授をお招きし、「通常学級の“特別”ではない支援教育・ユニバーサルデザインへ」という演題で御講演いただきました。参加された先生方からは、「自分のクラスにも支援が必要な児童がいるので大変参考になりました。明日から気持ちを新たに子供たちと向き合っていきたいと思います。」「普段使えるミニネタや実例などを教えていただいて、とても勉強になりました。」などのお声を多数いただき、大変好評でした。

また、保護者や児童生徒に向けた理解啓発講演会を、平成30年1月27日（土）プラザホテルむつにて、むつ市連合PTA研修会と共催の形で行います。講師は弘前大学教育学部元教授で現在教育心理支援教室・研究所ガジュマルつがる代表の松本敏治氏から御講演をいただく予定です。多数の保護者の皆様方の御参加を期待しているところです。

## 2 「小・中学生英語力向上推進事業」（1年目）について

**【目的】** 新学習指導要領の先行実施に向けて、小学校における英語教育に係る体制整備を図るよう、研究実践校（小学校）による新学習指導要領に沿った授業づくりやカリキュラム作成等に係る実践研究を行う。

**【事業内容】**

- (1) 小学校英語教育に係る実践研究
- (2) イングリッシュ・キャンプの実施
- (3) 県版パフォーマンス評価活用事例集の作成及び英単語集の改訂
- (4) 中核教員研修等の実施

事業内容（1）について、説明いたします。

下北管内の研究実践校はむつ市立第一田名部小学校となっております。研究実践校における主な取組といたしましては、「中学年の活動型、高学年の教科型の授業づくり」、「学校体制及び小中連携の在り方についての体制整備」、「地区内小・中学校教員を対象とした公開研究発表会の実施」となっております。平成29年11月22日（水）に開催される公開研究発表会では、研究概要及びカリキュラムの説明や高学年の授業公開、講演等を予定しております。後日、管内小・中学校に案内文書を送付いたしますので、是非、御参加いただき、今後の小学校英語教育についての御理解を深めていただければと思っております。

# JRC蘇生ガイドライン2015に基づいて

指導主事 田中 健一

平成28年度に「JRC蘇生ガイドライン2015」が公表されました。このガイドラインは、5年ごとに更新されております。学校現場では、教育活動中に発生する児童生徒の事故・傷病（意識障害・呼吸停止・心停止・気道閉塞等）に対して、何よりも児童生徒一人一人のかけがえのない生命を守ることが求められます。

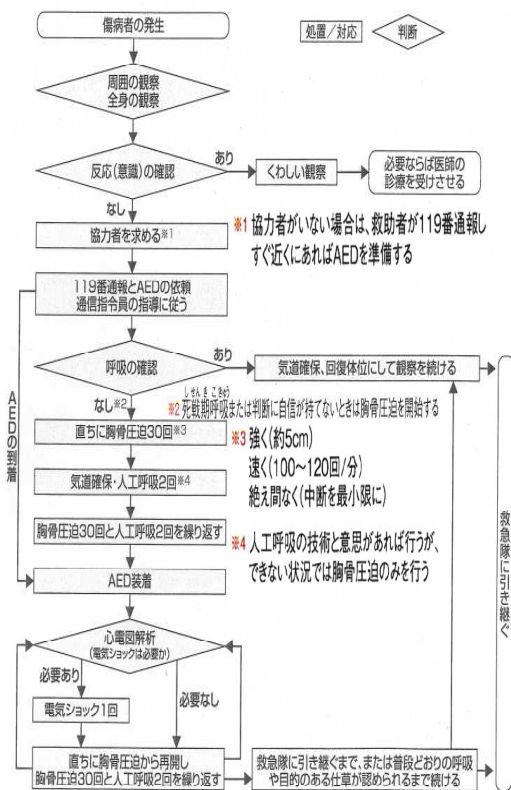
そのためにも、理論と実技の習得を通して、救急隊が到着するための間、教職員が正しい観察と判断の下で迅速に救命の手当を行えるよう研修会を実施しました。

以下、研修会の概要を紹介しますので、各校においては研修内容の確実な伝達をお願いします。

- 日 時 平成29年7月12日（水）13:00～16:25
- 場 所 東通村体育館
- 受講者 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員（40名）
- 講 師 日本赤十字社青森県支部救急法指導員
- 内 容 前半：一次救命処置 後半：総合演習



## 【一次救命処置の手順】



## ○反応（意識）の確認



◇目を開けたり、何らかの応答や目的のある仕草があるか。  
※「ウ～」 「ア～」など、聞いたことに答えられない反応は、意識の障害があるとして対応する。

★交通事故や高いところから落下等のようにすぐ見て重傷と分かる場合は、意識確認する必要はない。（左の手順通りではない）

## ○呼吸の確認



◇普段通りの呼吸かどうかを確認する。  
※しっかり確認したけど分からない？ → 胸骨圧迫

★心停止していなければ、胸骨圧迫しても嫌がる。  
★胸にボールが当たり床に倒れた場合、心臓震とう及び骨折の可能性はある。しかし、体の機能より、生命の機能維持を優先し、胸骨圧迫をする。

《救急車到着までには時間を要します。交代しながらでも、胸骨圧迫を続けることが大切です。》



## 【総合演習：4つのシナリオをもとにした実践演習】

熱中症やアレルギー反応、心臓震とう、持病等が疑われるシナリオからグループ毎に1つを選択し、考えられる対応を想定しながら実践演習に臨みました。

◎実践演習は、あらゆることをイメージして実施する。

◎何らかの活動をする場合、WBGT（暑さ指数：環境省）の指標を目安にする。

◎胸骨圧迫する際には、男女でそれぞれ必要な配慮がある。など、多くのことを確認しました。